

○内閣府令第二十五号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年四月二十八日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「並びに郵政事業」を「、郵政事業」に改め、「作成業務等の事務の処理を掌理するもの」の下に「並びに拉致問題に係る総合的な対策を機動的に推進するための本部及び関係府省の連絡会議の事務を掌理するもの」を加える。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。